

昭和五二年二月一日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社

発行人 滝野 忠

東京都千代田区飯田橋4の4の8朝日ビル401号室 電話(03)261-7079  
振替 東京0158431 労金 東京労金本店No.50234

購読料 月額300円 6カ月前納制

〓もくじ〔

■巻頭言■

全通への弾圧の意味するもの ..... 2

「統一」ではなく、労働組織の分裂と再編 ..... 3  
 — 労働戦線再編統一論の意味するもの —

全電通・千葉闘争の教訓(一) ..... 9  
 — 反合理化闘争路線再構築のために —

労働基準法改悪の背景と問題点 ..... 13

松陰先生と青年労働者 ..... 17

本誌拡大のおねがい ..... 12

■緊急号外・好評発売中■

階級的労働運動の原点 — 不況・赤字攻撃とどうたたかうか

定価 四〇〇円 (郵送費含)

# 旬刊社会通信

NO.54

一九七九年五月一日

一九七九年五月一日  
(毎月一日・二日・二日 三回発行)

## ■巻頭言■

## 全通への弾圧の意味するもの

封建時代、支配階級たる侍は、町人たちの首をはねることを「お手打ち」といった。人は、それを残忍な行為という。だが現代、本場に「お手打ち」はなくなったのだろうか。搾取の形態が変わったのと同じく、「お手打ち」の形態が変わっただけである。

郵政省は、四月二十八日、全通の反マル生闘争は「お上への反抗」だとして、解雇三名、免職五七名をふくむ八、一八三名の働く仲間を「お手打ち」にした。侍は直接、首をはねた。現代の支配者たちは間接的に首をはねる。たしかに首と胴はつながってはいる。だが、「解雇」「免職」「停職」「減給」といった「お手打ち」をこうむった労働者は、どのようにしてみずからの労働力を再生産し、家族の生活を再生産できるのだろうか。

郵政省は、「昨年十一月から今年一月末までの間に最低一ヶ月以上ほとんど郵便の集配をしなかった」から「お手打ち」にかけたという。だが、これはまったくのたまたまである。仕事をまったくせず、業務命令を乱発し、全通組合員に「配達にでるな」といった当局に、人間らしく生きることを求めてたまたま、働く仲間を「処分」する資格はない。ある支部の日報は、反マル生闘争が当り前のたまたまであることを次のようにいっている。

「働く人達の権利を守る組合に、当局は『人間らしく生きることを求めてはいけない。労働者はだまって働きなさい』、そうすれば『主任にしてやる』『昇格させてやる』『転勤させてやる』と甘言を弄し組合を分断し、全郵政（第二組合）をつくった。憲法、公労法に違反するそうした態度を抗議すると、逆に処分してくるというのは『世の中真暗闇』になります」と。

当局のいうことが正しいか、この日報のいうことが正しいか、階級的本能をもった働く仲間疑問の余地はない。

反マル生闘争は正義のたたかいである。職場からの資本の搾取と抑圧に反対する日常のたたかいは、資本と賃労働の階級対立の存在を、働く仲間亲身体で教える。学習は働く仲間の怒りに目標を与える。そして、組織の大切さを知っていく。

かつて、日経連をはじめとする資本家階級は、「職場闘争」を「革命の予行演習」とすらのべ、職場労働者が職場からたたかわないよう必死の策動をおこなった。だが、それは見事に失敗し、総資本対総労働のたたかいといわれた「安保・三池闘争」となった。「三池」の火は六〇年代、七〇年代をつうじ全国に広がった。全通の「企一」「企二」もその具体化である。

今度の弾圧は一言でいえば「合理化処分」、階級的労働運動の路線への一大攻撃の意味をもつ。それは『朝日』の社説が、全通に「企一、企二の撤回」を求めていること、それ以上に、省に首切られた職場の多くの仲間が若く、まじめで、労働組合のことを一生懸命考え、勉強し、「企一」「企二」の路線を職場からこつこつと積み上げている、そうした仲間であることに、典型的に示されている。ある支部では「お手打ち」にあった仲間の半数以上が、科学的社会主義を学習する意志と力をもつ仲間だったともいう。

ここまでくれば総評労働運動に求められるものは、すでに明らかではないだろうか。

## 「統一」ではなく、労働組織の分裂と再編

— 労働戦線再編統一論の意味するもの —

労働運動が大衆的に高揚している時にはほとんど聞かれませんが、その停滞が叫ばれ、社会党が選挙で敗北するような状況の時に、きまってしまう声高になる幹部間の議論が、労働戦線の「統一」と称する再編劇である。前回の再編劇からちょうど一〇年を迎えて、再びこの問題が表面化している。

八〇年代の早い時期の「統一」がいわれ、五月には同盟の提起がおこなわれるという。七九春闘の「敗北」と、今年中に予想される総選挙での社会党の敗北を想定し、これを期待しているかのごとくである。

しかし、一部右派幹部が考えるほどに、日本の労働者が「敗北」しつづけるわけではないだろうし、幹部間の指導権争いや対立もあって、そうそううまくいくとは考えられないが、前回の再編劇以来、独占資本の支援のもとに、周到な準備が重ねられてきているだけに、この動きの本質をしっかりとつかみ、大衆討論をまきおこしていく努力が必要であろう。

### 統一ではなく分裂策動である

労働者階級の統一とは与えられるものではなく、たたかいてとられるべきものである。たんなる数あわせや組織いじりではなく、資本にたいするたたかいの必要から生まれる労働者の団結であり、共闘のひろがりである。レーニンは次のように言っている。

「統一は、実際、労働者に必要である。そして労働者自身のほかには、だれも彼らに統一を『あたえる』ものはないこと、だれも彼らの統一をたすけることはできないことを理解することが、なによりも必要である。統一を『約束』することはできない——それは空虚なえらがりであり、自己欺瞞であろう。統一をインテリゲンツィア・グループの『協定』から『つくりだす』ことはできない——それはきわめて悲しむべき、きわめて素朴な、きわめて無茶な思いちがいである。

統一はたたかいてとらなければならない、そして当の労働者、自覚した当の労働者だけが、それをかちとることができる——執拗な、不屈の努力によって。

『統一』という言葉を持筆大書したり、それを約束したり、自分をその擁護者であるとして『宣言』したりすることほど、たやすいことはない。だが、実際に統一をおしすすめることができるのは、すすんだ労働者の、すべての自覚した労働者の努力と組織だけである（レーニン「統一について」全集第二〇巻）。

反マル生闘争をたたかった全通の仲間聞いてみるがよい。おそらくこういう答が返ってくることだろう。反マル生闘争をたたかっている時ほど、当局の差別、分裂攻撃をはねのけ、仲間の団結が高まり、共闘がひろがった時はないということ。全郵政との「統一」などが議論される時ほど、当局の差別・分裂攻撃が効を奏し、労働者の心がバラバラになっていた時はなかった、と。

労働者階級の統一は、資本の攻撃にたいするたたかいのなかで生まれる統一である。逆

に、労働者のたたかきをおさえるために叫ばれる統一は、たたかう部分、活動家の孤立化をねらったものである。このような「統一」は、「分裂して支配せよ」という資本の意図を貫徹する方法にすらなる。

これまで、一部右派幹部によってくり返し叫ばれてきた「統一」は、労働者階級の統一ではなく、労働組織の分裂と再編にほかならなかった。総評の官・民分裂による再編であり、民間の結集による多数派形式と、それによる官公労の孤立化、階級的労働運動のおしつぶしをねらう動きにほかならなかった。したがってこれは、本質的に分裂策動である。統一ではなく再編であるというのは、この意味である。今回の動きも、その本質は変わらない。以下にそれを見てみよう。

### 階級闘争路線の排除が「統一」の前提

前回の再編論議は、一九六九年暮の総選挙における社会党の敗北（前回に比べて五〇議席減）が直接のスタート台となった。だがこの論議は、全通の労務政策変更闘争（労変闘争）の高揚と、「統一」の提唱者である宝樹氏の退陣（七一年二月）、さらに七一〜七二年の国鉄労組の反マル生闘争の高揚と共闘のひろがり等、労働者の大衆闘争の前進、労働運動の階級的強化につれてしりすばみとなった。

一九七三年七月、「労働戦線統一民間単産連絡会議」（いわゆる二二単産会議）の解散をもって、再編劇の第一幕が終了したのであったが、その直接の原因は、「統一」の基調にかんするいわゆる路線会議をめぐる対立であった。

「統一」の路線にかんする当時の同盟の主張点は、ほぼ次のようなものであった。①実践的労働組合主義（「統一」の理念として当時提起されていたもの）はあくまで基調である。②民主主義とは全体主義に対比するものである。③暴力革命反対、闘争至上主義反対、マルクス・レーニン主義否認が中心である。④ストの圧力、労組が中心になって迫れば議会制民主主義は崩れる。⑤法と秩序にしたがうのはとうぜんであり、悪法も法だ。⑥したがって、官公労のスト権奪還ストは、現状では禁止されているので反対である。そうでないと法治国家は保たれない。⑦年金ストも反対である。年金のつきには四次防、物価と違ってゆくと議会の権限をおかすことになる。⑧政府と団交という立場にはたさない。あくまで陳情、請願、要請である。

同盟によれば、新しい結集体は決して政治ストをやらず、マルクス・レーニン主義反対で思想統一された労働組合でなければならぬ、というのである。日本労働運動のなかに脈々と流れてきた階級闘争路線、資本主義の現実が生み出す運動の現実を、一握りの幹部の机上の議論によって、一挙にかたづけようというのである。恐るべき現実無視の空論をいわなければならぬ。こんなことで労働者の統一を達成しうるはずはないが、今回再び同じ議論がむしかえされている。たとえば次のようにである。

「今日まで労働四団体共闘は成功をみていない。この原因は同盟と総評の運動路線と闘い方の違にある。見通しのない共闘を行うことは、無責任のそしりを免れない……。」

共闘もさることながら、統一論が重要である。……………

政治問題では真に民主的革新勢力の再編・統一を促進し、健全なる革新政権を樹立する

ためにも、労働戦線の統一によって、強力なナショナルセンターの出現が必要なのである。労働戦線統一の方針は、基本方針の一致を前提とした民主的労働組合の統一である。残念ながら未だ左翼の勢力が残存していて、全的統一は困難であり、民間先行によって実現をはかるほかない。それは多くの民間労組の合意によるところである」(七八年八月の全同盟第二八回定期大会における天池同盟会長のあいさつ)。

「四団体共闘や統一は、過去の経過からみても行うべきではない。最も実現性の強いのは民間労組の統一である。……民間の統一体が強力になることによって、ゆがんだ官公労の運動の健全化が進められる。……」

統一の理念は労働組合主義に立つ。これは階級闘争、政治闘争主義と対比されるものである。この組織は何ものにも支配介入されない自主的組織で、労使対等の立場に立ち、労働力を適切な価格で買わせる労働組合でなければならない。……

そして組織は相互信頼、運動は力と政策、国際的には国際自由労連支持の方向をとることを原則としたい」(七八年九月のゼンセン同盟第三四回定期大会における宇佐美会長のあいさつ)。

宇佐美氏は、四団体共闘を批判しつつ、次のようにも言っている。

「総評は四団体共闘の重視とか修復を唱えたが、一方で政策・制度要求をストで闘うというのでは、総評自からが組織内部の事情とはいえ、共闘を否定したと受けとめざるをえない」(後に引けない労働統一)、『経営と労働』七八年・二月号)

中村鉄鋼労連委員長は、及川全電通委員長との対談のなかで、労働戦線「統一」について次のように述べている。

「その場合に、先ほど問題になった階級主義か組合主義かの路線の選択が出发点から整理されていないといけない。一生懸命いっしょにデモンストレーションをやり、大衆討議をやっても、一方は、革命によっていまの政治体制を根本的にかえて、ソビエト型社会主義をこの日本に実現しようと思ってシュプレヒコールをやっている。一方は、現在の自由と民主主義の体制を守りながら、議会制民主主義を擁護し、緩やかではあっても、まどろっこしくはあっても、日々に革新することによって目標に到達していこうとしている。それがいっしょにやっても、最後に思惑違いを起すだけです。そういう意味では整理してやっていく必要がある。

官の中に留まっておられる組合主義の組織(注・全電通のこと)に対してはまことに申しわけないけれども、とりあえず民間が先行して、統一戦線の成果を実績として高めながら、先ほど申しあげたように、階級主義が組合主義に吸引され消去されていく過程を通じて、全的な統一をはかっていく」(「成熟社会の組合像」、『中央公論』七九年四月号)。

また、鉄鋼労連はこのところ総評批判を強めているが、その論点は、「過度の政治主義への傾斜、例えば反独占、反安保といった標語、中道革新への批判などは、国民の要請と全く遊離したもの」だという点にある。(なお、及川氏は中村氏の意見に全面的に賛成しつつ、電通共闘には民間が含まれていることから総連合にオブ加盟したこと、「総評副議長という肩書き」を利用しつつ、労働「統一」に積極的役割りをはたすことを誓っている)。

このように、前回とまったく同じ議論がむしろ返されているのである。「民間先行」は、

階級闘争路線を切り離す手だてであることが、あからさまに述べられている。

### 「民間先行」のねらいは総評の分裂

現在の「統一」論議には、さまざまなニュアンスの違いがあるが、「民間先行」ではほぼ一致しているといつてよい。総評までが、昨年一〇月の第二回拡大評議会で、労働四団体共闘を基軸にするといいつつ、民間先行を「労働戦線統一の大目標に接近する一つの過程として支援する」方針を公式に決めた。これは重大なことである。前回の再編論議において、総評が最後まで守ってきた「路線論議、共同行動、官公労の参加問題は一体（ワンセット）」であるという態度の事実上の変更になるおそれがあるからである。

「民間先行」には、総評がまがりなりにも守ってきた階級闘争路線を、日本の労働運動の中心から排除しようとするもくろみがかくされている。日本労働運動の右翼的潮流を形成してきたのは、いうまでもなく全労―同盟であるが、IMF・JC、地方民労協、全民懇等は、日本経済の高度成長を背景に登場した。新しい右傾化の潮流であった。これらは、第二組合づくりをつうじて肥大化してきた全労に象徴される、あまりにもあからさまな労資協定、政治闘争否定の「古い」組合主義にたいして、主として日本生産性本部の援助のもとに育成され、労組の「社会的責任」、労資「対等」等を掲げて経営参加をすすめる「新しい」労働組合主義を標榜した。全労―同盟の古めかしい労資協調路線とは一見異なる、近代的装いをもちつつ登場したことにより、高度成長期を通じて一大潮流となったのである。

かくて、右翼的潮流は民間労組の大半を占めるようになった。これを一挙に、日本労働運動の主役にのしあげるチャンスが、六九年総選挙における社会党の大敗北であった。社会党―総評ブロックが動揺しているうちに、民間労組の大結集の旗印で総評の民間労組をひきつけ、これを公労協と分断しようとしたのである。これが成功すれば、総評は民間労組の大半を失って、ほとんど公務員、公労協だけの組織となり、数の上で少数となるのもとより、影響力がいちじるしく低下することは目にみえている。「民間先行」というのは、このように総評の分裂をねらった右翼的再編にほかならなかった。日本の労働運動全体を右傾化させ、労資協調路線にひきずりこもうとする策動であったのである。

今回の動きも、その本質は少しも変わっていない。しかしそれだけでなく、政策推進労組会議の結成、化学のJCというべきICEF・JAFの発足、全国労働組合総連合（総連合）の結成など、「民間先行」の態勢はずつと前進し、民間労組の右傾化、体制内化もいっそうすすみ、さらに全電通にみられるように、公労協の内部矛盾も深まっている。それだけに、動きは大きかりだといわなければならない。

### すすんだ「民間先行」の条件づくり

すでにふれたように、「二三単産会議」は、路線論議の対立によって解散のやむなきにいたった。階級闘争路線の排除をねらった再編派幹部の思惑は、路線論議によって逆いきづまったのである。

この経験から、再編派は「別のみち」をめざすようになる。再編の第二段階は、路線論

議ではなく、民間労組の共同行動の積み重ねによる「民間先行」の「統一」を、事実上すすめていくという方向となった。

その第一歩が、七三年一月に発足した「民間労組共同行動会議」(以下「行動会議」)であった。参加組合は海員、合化、自動車、全化同盟、ゼンセン、造船重機、鉄鋼、電労連、全金同盟、商業労連の一〇単産と全国民労協である。しかし、これには電機労連が、「金属総連合」構想に反対したいきさつから参加しなかった。

七五年、七六年と春闘が停滞し、J.C.の「集中決戦、決着」のスローガンのもとで、これまでストライキ闘争をたたかっていた電機労連が一発回答で終るといふ過程を経て、「行動会議」への電機労連の参加の条件が開けてきた。七六年六月に、電機大会は、「行動会議」を改組し、門戸を開放して、新たな民間労組の組織をつくることを提唱した。これを受けた形で、「行動会議」の発展的解消の結果、「政策推進労組会議」が生まれたのである。「政策推進労組会議」は、右翼的再編の策動の第二階段の事実上のスタートをなしている。

他方、金属に比べてバラバラであった化学関係の結集もこの間急速にすすんだ。化学の国際組織がICEF(国際化学一般労連)に一本化されたのにもない、七七年二月にはICEF・JAFが結成され、これへの加盟条件を整えることもあって、同年九月には化学エネルギー労協が結成された。これは三三単産約七十五万人といわれている。化学労働戦線は、これまで複雑をきわめており、とくに大企業で産別未加盟の組合が多かったのであるが、それらが右余曲折を経て、七八年九月に化学総連を結成した(化学エネルギー労協の加盟単位)。

そして、今年の三月には、労働戦線統一の「触媒的役割」を自任する「総連合」が発足した(詳しくは本誌第五一号参照)。

このようにして、「民間先行」は事実上、着々とすすめられているといつてよいが、しかし依然として、戦線「統一」がなぜ「民間先行」でなければならぬかという点は、不明のままである。「統一」の必用性として掲げられているのは、雇用、物価、社会保障、税制等の政策要求の実現が緊急の課題になってきているということである。だが、このような政策要求の実現を強調すればするほど、四団体共闘を否定する根拠は薄弱になる。彼らの主張の大きな矛盾点といわざるをえない。

だがほんとうは、彼らにとつては、政策要求の実現が問題なのではなく、その実現の方法が問題なのである。政策要求をストライキでたたかったり、大衆行動を進展させるようなやり方ではいけない、階級闘争としてではなく、ぜひとも「参加」による「改革」でなければならぬというにすぎない。

### 中心は「政策推進労組会議」の発展論

再編派の間で「民間先行」については一致してはいても、そのすすめ方については、幹部・団体間にくつつかの違いがみられる。大きく分ければ、「政策推進労組会議」の発展・強化をつうじて民間先行・再編をすすめる考え方と、天池同盟会長に代表される「団体方式」(総評を除く三つのナショナルセンターと金属労協、化学エネルギー労協

が話し合い、各団体の解体のうえに一本のナショナルセンターをつくろうというものである。

ゼンセン同盟は、「政策推進労働会議を重視し、連携行動を強化する。これらの政策や行動をつみ上げるなかで、相互信頼を深め、八〇年代初頭には民間先行による労働戦線統一の実現を図る」方針をきめている。この点から天池同盟会長と宇佐美副会長（ゼンセン同盟会長）とのあいだの意見の違いがとり沙汰されているが、両者ともに総評を除外する点では変らない。

鉄鋼労連も、運動方針で「八〇年代初頭での実現」をかかげているが、「政策推進労働会議」の発展論である。電機労連は、七九年二月の中央委員会で、①「総連合」の活動を通じて将来の全統一への努力を継続しながら民間労組先行結果をはかる、②私鉄総連を含めた賃闘対策民間労働会議、政策推進労働会議の一元化に努力し、一定の時期に民間労組統一の準備組織の設定を提案する、という方針を決定している。堅山委員長は「政策推進労働会議」の発展論であることはいうまでもないが、同氏の特徴は、私鉄総連のまきこみに熱心な点にある。「七八賃闘対策民間労働会議」へ全国金属の参加を拒否したことにより私鉄と全日通が同会議に参加をひかえているが、この状況を打開することによって「政策推進労働会議」へ、私鉄総連を事実上まきこんでしまおうというのである。

「統一」体の理念は、「労働組合主義」であることはすでにふれた。その内容については提唱者の間に違いがあるにしても、階級闘争路線へのはげしい敵意にみちた点は共通している。このうえにゼンセン同盟は、「国際自由労連加盟」をかかげ、鉄鋼労連は企業・経済運営への「参加」を「統一」の条件としているのである。

もちろん、再編論議のなかには次のような意見もある。昨年一〇月の新産別第三〇回大会で、当時病氣療養中の故石垣委員長に代ってあいさつした小方副委員長は、「現時点での統一は四団体共闘を出発点に、各団体の相互信頼を醸成することが先決であり、「民間先行」論については、「いわゆる排除の論理に立った選別的な民間先行なり、統一論であってはならない。それは統一ではなく、新たな分裂の固定化にならないか」と述べた。なお、同大会は、「総連合」の方向の確認のうえで、①四団体共闘の追求、②当面一〇団体間の信頼回復につとめ、要求の一致に努力すること、等の方針を決定している。

今、日本の労働者階級は、すさまじい首切り合理化による失業の増大、労働強化による健康破壊、春闘の「敗北」といわれる実質賃金の停滞ないし低下等の状況のもとに苦しめられている。「政策・制度」要求をストで闘ってはならないとか、思想が一致しなければいっしょにデモもやれないとか、四団体共闘ではなく「民間先行」でなければならないとか、空疎な議論をしている時ではなく、苦しめられている労働者の切実な要求にもとづいてたたかい、共闘の輪を大きくひろげていく時である。組織いじりではなく、労働者大衆の共闘、統一行動の発展が強く求められているのである。

とくに、大量の首切り攻撃をともなった今日の体制的合理化の進展は、労働者の抵抗と統一闘争の強化がなければ、雇用も労働条件も守れないことを明らかにしている。反合理化闘争の強化は、日本の労働者を、企業をこえて階級的に統一するみちをひらく重大なたかひとなっている。そしてこれこそ、労働者階級の真の統一を生みだすみちなのである。



# 全電通・千葉闘争の教訓

— 反合理化闘争路線再構築のために (一) —

昨七八年春闘でスト回避した全通を公然と非難したのは全電通労組であった。ところが今次春闘で全電通労組は、「春闘見直し」の立場から公然と回避した。全電通労組の動向について、これまでたびたび紹介してきたが、ここで、なぜ全電通労組が「春闘見直し」を唱え、公労協統一闘争の「見直し」にいたったのか、その点を歴史的に考えてみたい。

## 一、平和協定締結と合理化対応路線

一九六〇年、全電通はそれまでの反合理化職場闘争で不当処分をうけた組合員の昇給延伸の実害を回復させることとひきかえに公社当局から提案された四条件をうけいれ平和協定を締結した。その要点は、①電々合理化の公共性を理解すること、②権限外事項などで職場交渉を混乱させない、③生理休暇を乱用しない、④協約の解釈上の紛争は協約締結機関又は第三者機関で解決をはかる、等であった。

これと同時に到達闘争として職場を基調にたたかってきた反合理化闘争を事前協議制と中央交渉に重点をおく統一機能論に転換し、急速に職場闘争が弱められるようになった。安保・三池闘争の敗北後の総評、社会党の反合理化闘争の路線の動揺とともに全電通が右傾化していく最初の転機であった。それは、「職場抵抗闘争だけではだめだ、積極的に政策を対置し、協約で合理化攻撃にはどめをかけるべきである」というような考え方にたつものであった。

全電通千葉県支部においては、この頃から五、六年間に県内の主要電話局の自動化および電報の中継機械化（手動電鍵によるモールス符号通信から、機械が自動的に先行を選び電報が送受される方式）がおおむね完了してしまった。

年間、一、二、三局づつ、しかも時期もバラバラにやられるので合理化される予定の職場の労働者はそれなりに関心がたかまり、大衆行動も自然発生的に展開されることはあったが、直接に合理化攻撃をうけない他部門の労働者をまきこんだ統一闘争に組み上げられることがなく、合理化で不要となる労働者の配置転換をどうするかが主要な問題とされていた。

その最大の弱さは、平和協定の思想攻撃、「電々合理化の公共性を理解する」ということで労働者の頭はなでられてしまい、体制的合理化攻撃というとらえ方ができないことであつた。だから、「電話が自動化になり加入者が増えることは便利になることだから反対できないのだ」ということになり、そのために、「本人の希望するところに配転せよ、自動化後の労働条件向上」というモノとり闘争に終った。

電話の自動化ということは、便利になるという側面にかくされた電々公社の利潤拡大—加入電話の大量架設と労働者のきりすてによる収益増加と搾取強化にその本質があつた。

交換手は不要となり余剰人員がでるように見えるが、料金部門や線路部門では業務量の大幅増加となり、残された手動交換台（市外通話、一〇〇番通話など）はますますいそが

しくなり労働強化となるのであった。それがじわじわとやってくるので自動化時点では少しらくになったような気分であるが、二、三年たつて気がついてみるとたいへんな状態になっていったというのが実情であった。

このような労働強化にたいする不満が増大するなかで全電通の反合理化闘争路線にたいする疑問と上級機関にたいする職場労働者の不信もたかまつてきた。下が怒っているとき、上の幹部はどうするか。たたかうかまえをとつていいところを見せなければ自分の幹部の座がもてなくなる。こうした状況のときに電々公社はタイムイングよく挑発の攻撃をかけた。公労委を使って国鉄労働者よりも低い賃上げを押しつけてきた。これにおこつた全電通幹部は一九六五年、中央指令による「全員ストライキ」を敢行したのであった。

中央協約では、公社が「合理化の進展にともない賃金、諸手当の増額をする、労働条件を向上させる」とあるから、合理化に協力してきたのに約束がちがうではないか、という考え方であった。まんまと挑発にひつかり一六万人をストライキに突入させたのである。

職場労働者の労働強化にたいする不満と怒りを基礎に職場闘争を組みあげて反撃に転ずるという原則にたたないで、不十分な準備のままで、組合幹部の頭のなかで、断呼やるぞという決意のみが先行した一発指令主義のストライキであったから、公社はその弱点を見のがすはずがなかった。まさかと思つていたストライキ参加者全員にたいする不当処分への攻撃がかけられ、組織の混乱をねらつてきたのであった。

不当処分の不意打ちをくらつた全電通は公社の思惑どおりに混乱がおきた。処分にたいする反撃のかまえができていなかったからである。公社はこれを利用して、その不当処分の実害回復とひきかえに、またしても平和協定を押しつけてきた。いわゆる第二次四条件というもので、①職場闘争を中止する、②勤務成績によつて一時金支給に差別を設ける、③六〇歳以上の定期昇給のストップ、④中央協約を上回る地方協約の整理などであった。

電々公社が、一六万人の大量処分を強行しその実害回復とひきかえに、このような平和協定を全電通にたいしてせまってきたのは、あきらかに一九六五年以降の国家独占資本の命を託して、第四次合理化から、第五次へと、より大規模化していく公社の合理化計画をスムーズに実行していくための地ならしを意味した。そのための職場闘争否定、合理化協力の思想の普及が公社側の基本的なねらいであった。

全電通は一九六六年、この平和協定を受諾すべきかどうかで、まさに組織を二分するような大論争が展開されたが、同年の伊勢大会では、四条件を破棄してたたかうための体制を確立しようという名目のもとに、この平和協定をのむこととなった。

労使の力関係のもとでたたかわれるかぎりつねに一定の妥協はあり得るし、そのことを否定できないが、資本が労働組合の階級性そのものを抹殺しようとして攻撃をかけてきた場合、多少の犠牲をはらつても、たたかうのが階級的労働組合の道である。だが、全電通はその道をさけて、「弱い足をかばう」論理をもつて平和協定をのんだ。この協定は、さきののべた第一次四条件のときよりもさらに大きく全電通の運動に転機をもたらした。

その端的なあらわれが資本主義的合理化にたいする基調の大きな転換であった。合理化反対の基調は、合理化対応論に急変し、「新しい時代に対応する労働条件の確立をはかる」「国際的レベルに到達している電々事業に見合つた労働条件を確保する」という長期運動

方針（一九六九年）に姿を変えた。

このようにして電々公社は、職場の労働者に不満のたかまりがあると見るや挑発をかけたストライキをやらせ、不当処分への攻撃をしておいて、その実害回復とひきかえに平和協定を押しつけるという陰謀的労務対策を二度にわたって実行し、全電通の反合理化闘争路線を公社ベースに決定させ、職場闘争を圧殺することに全精力を集中したのであった。

職場闘争が圧殺され、合理化が進行していく職場の労働者はどんな状態においやられるか。健康破壊と無権利状態、不満があつてもものも言えないおもしろい職場に管理者のやりたいほうだいの労働者いじめであった。

これにたいする反撃のたたかいとして青年、婦人労働者を中心に立ち上ったのが、全電通千葉闘争のきっかけであつた。

### 一、職場闘争の強化と発展

電々公社の合理化攻撃は、まず婦人労働者の権利しめつけに集中した。生理休暇の取得率は三〇%というところまでおいつめられ、生理中の労働者が休憩室でまぐろのようにねかされ、あるいは課長席の前で一時間も立たされ、泣きながら生理休暇を請求してもさんざんいやがらせを言われて承認されない、というような無権利状態となった。

全電通千葉支部はこのような状態に反撃するため市川、柏、千葉、木更津の四分會を拠点に指定し、県支部役員が職場にのりこみ生理休暇しめつけ排除の職場闘争の指導にあたり奮闘した。第二次四条件という平和協定をのんだ全電通の弱さは職場の組織を強化する以外に克服する途はないと考えたからであつた。

一九六七年千葉県支部大会では、それまでの幹部の団体交渉中心、配転問題説得型の合理化対応では労働強化はふせぎ得ないこと、職場の組織強化もできないことを総括した。

職場労働者の権利意識を確立して、一人ひとりをたたかいに立ちあがらせ、職場闘争を基軸に反合理化闘争を展開するという方針を確定し、三池闘争の長期抵抗統一路線の学習などにとりくむことにした。そして同時に、青年部の結成、婦人常任委員会の設置、五人組班長制度の確立など組織づくりの方針を決め、反撃に出る準備を着々ととのえていった。

このようにして生理休暇闘争は全分会に広がり、約二年間のたたかいで、三〇%から七〇%に回復させ、ゼロ日から大部分が一日取得となり、それから三日間取得へと拡大した。生理は事前にはわかるはずがないという理屈で生理になつたらいったん出勤してからでないと承認しないとなつていたのである。電話請求をも認めさせるなど大幅に改善をもちとる成果をあげることができた。つまり同じ労働協約の適用下においてそれは生理のときに必要な者が必要な日数だけ休めることになつていった。一日休むのもできなかったのが職場闘争で年間にすれば三六日間休めるように改善されたのであった。このたたかいで学んだことは権利行使と手続きの問題は一体であること、権利のしめつけは請求の手続きをむづかしくてとりにくくしていること、あなたが休めば他の人がめいわくするぞというような思想攻撃がともなつていふことをメモ化運動などでその実態をくわしくつかみ、これにたいして一つ一つの反撃を加えなくてはならないということであつた。

こうしたたたかいたなかで婦人労働者は、「私らにもたたかいはできる」という自信をもつようになり、職場のたたかいをすすめるながら婦人の指導部として婦人運営委員会が確立され活動家の成長もあった。そして徐々に権利闘争から合理化反対に目が向けられるようになった。

こうして婦人労働者が千葉県支部における反合理化闘争の転機をつくるまでになり、夜勤の十時帰り提案（それまでは九時）を撤回させ、年次休暇の予約制をも廃止させ、後に「頸肩腕障害」等職業病闘争においても主体的な役割をになう基盤がつけられていった。

この婦人労働者の力をひきだすことができたのは、当時の千葉県支部の指導が、婦人にたいして「労働者としての、ものの見方、考え方」をしっかりとたせるための学習の場を保障してきたこと、管理者の言動や職場状況をメモ化する運動、婦人ニュースの自主的編集発行による宣伝、暴露の活動など婦人の主体性を尊重して運動をまかせるといふ方針をとったことによるものであった。指導性とは幹部が戦術をたてて、ああしろ、こうしろ、とひき回すことではなく、敵の攻撃を階級対立の視点でしっかりとらえられるように援助をしてやること、すぐれた部分のたたかいを全体に広めるということにあった。

電々公社の合理化攻撃は多面的に労働者支配の網の目のようにきめこまかく巧妙にしかけられてくる。

目標管理というのは、職別労働者を中心にして、「自ら目標をたて、その達成に自発的な努力をさせ、成果に満足感をもたせる」などということ労働者の心をくすぐるようにして競争させる。休憩時間にはトランプでニツパチや花札をはやらせ、労働者に話しあいだとか、ものを考える時間を与えない。いっぱい飲み会が、いろいろと名目をつけてやたらに開かれる、そこへ管理者も入ってきて鼻ぐすり程度の金を出して、「おれも同じ労働者だよ」などとやる。ボーリング大会や野球など官制サークルも公社の組織づくりとして有力な手段となる。「職場闘争だけではだめだ」などという人はこういうことにたいして階級的なとらえ方がない。

千葉県支部では、五人組の班毎の討論でこうした敵のねらいをみぬくようにし、文化闘争に力をいれてコーラスサークルを普及させ、消費生協の活動など主体的な世話役活動と重層的な組織づくりをもって職場で抵抗していく運動を展開したのであった。（つづく）

### ◇ 本誌拡大のおねがい ◇

▽『社会通信』は現在、月額三〇〇円でみなさんのお手元に送本しております。したがって、紙数をこれ以上ふやすことは容易ではありません。他方、私たちをめぐる情勢は、帝国主義諸列強の地位の低下とともに、はげしく動いています。すべての分野において、さらに内容を充実させるためにも、ぜひまわりの仲間におすすめ、もっともっと購読者をふやしていただきたいと思います。

▽見本誌ご希望の方は、その旨、編集部までお申し込みください。

## 労働基準法改悪の背景と問題点

昨年十一月二日に労働大臣の私的諮問機関である労働基準法研究会（会長代理・有泉享東大教授）女子保護にかんする報告が出されて以来、各界で大きな反響を呼んでいる。

「報告」の内容は男女平等の実現のためには、採用から定年にいたるまでの差別を禁止する単独の「男女雇用平等法」の立法が必要だとし、その平等実現の前提として労働基準法上の女性にたいする保護条項をほぼ全面的に廃止すべきだというものである。労基法上の保護措置には、時間外労働、深夜労働の制限、危険有害業務、重量物の禁止など全般的労働条件についての女性への制限措置と、産前産後休暇、育児時間、妊娠中の解雇制限など、女性特有の機能に対する保護措置とがあるが、「報告」は前者を「一般女子保護」、後者を「母性保護」と分離し、「一般的女子保護」の全面廃止、「母性保護」を若干（産休の産前産後各六週間に延長、妊娠中の検診の制度化）改善するとしている。

同報告書は一般女子保護を廃止する理由として、「労働基準法制定当初は、当時の社会の諸条件を勘案して合理的理由があると考えられていた特別措置もその後の労働時間の短縮等労働条件の向上、労働安全衛生法の制定等法規制の強化、科学技術の進歩による作業態様の変化、女子の能力の向上、生活様式の変化等により現在では合理的理由がなくなつたと考えられるものであり、その改善が求められている。特に女子が従来に比べる女子向き職種に限らず、能力、個性に応じて幅広い職業分野に進出してきている今日、合理的理由のなくなつた特別措置を存続することは、女子の保護というよりはかえつて女子の職業選択の幅を狭め、それ自体差別となる可能性もある」と記している。

すなわち第一は、法制定後三二年を経て、ここにかかげた労働条件、社会的条件が改善されたということであり、そのことは、女性への特別保護が差別となるとの認識である。

「報告」作成の実務にあつた労働省婦人少年局の森山真弓局長は、婦人団体の「労働基準法改悪反対」の申し入れの席で、「まず男女平等を確保するための立法化をすすめるために、現行法制上ひつかりの出でくる保護措置をはずす」という方向で、労基法研究会の検討がおこなわれてきたと主張した。労基法上の保護事項が労働条件、社会条件の変化によつて不必要になつてきたと結論を出しながら、有泉会長代理は職場実態を調査する余裕がなかったと述べており、第一の実態認識より、第二の理由に比重が置かれたというのである。

### 二

一九六九年に設置された労働基準法研究会の検討過程は必ずしもそうではなかつたはずである。全般的労働条件と結びつけて、母性保護措置が検討されていたのである。同研究

会はず労働安全衛生の問題について具体的検討に入り、翌七〇年の十月に労働時間、休日、休暇及び女子、年少者の問題にかんする実情および問題点を専門的に調査研究するための第二小委員会が設けられた。労基法研究会の報告としてはまず一九七二年に労働安全衛生にかんする部分が発表され、労働基準法から独立して労働安全衛生法が制定されることになった。また同じく七二年に労働時間、休日、休暇についての報告が出され、週休日制、労働時間短縮が答申された。さらに、女子保護にかんしては、七三年に医学、生理学、労働衛生学、心理学等各専門家による専門委員会を設けて検討し、七四年に「医学的専門的立場からみた女子の特質」と題する専門委員報告が出され、深夜労働、長時間労働、危険有害業務などが女子の健康と母性に悪影響をおよぼしている点を指摘している。

同研究会の議事録は公表されておらず、検討の内容は詳かでないので労働基準法の「人たるに価する生活」を維持するための労働時間から女子保護までの最低基準を総合的に定めた労基法がどのところからバラバラにされ各部分毎に法制化されていく方向をたどったかはよくわからない。

しかし、全国の「女子に関する基本的問題」についての労働基準法研究会報告では、前段で報告の出されていた労働安全衛生、労働時間・休日・休暇にかんする部分は基本的に「改善」されたと言いきった上で女子保護が差別になる点が強調されているのである。そして女性への保護を直接的母性保護に限るべきであるという。

労働安全衛生や労働時間などが改善されてきたという認識についての誤まりは後に述べることとして、女子保護が「母性保護」にのみ限定され、保護が差別となるとされるにいたった背景と問題点についてまずみてみよう。

### 三

ひきがねとなったのは、一九七五年国際婦人年である。これをきっかけとし婦人のあいだで男女平等を求める声が高まってきたこと、諸外国と比して日本の婦人たちが置かれている社会的地位の低さが浮きぼりにされ、労働基準法第四条で男女同一賃金が規定されているだけで、採用から定年にいたるまでの職場における差別も放置されていることが指摘されてきた。日本社会党は、男女雇用平等法を制定して婦人の雇用における差別を禁止するべきであるとして単独の立法を提案した。また社会党、総評は労基法第三条の差別禁止条例に性別による差別禁止をもちこむことや労働時間の規制などを内容とする改正案を提出した。

同時に総評や日本婦人会議などを中心に、ILOの一〇二号の母性保障条項、一〇三号（母性保護）の批准を求め、母性保護基準の引上げと妊娠、出産を医療など社会的保障の対象とするよう要求する運動も高まった。

男女平等と母性保障の拡充を求める声におされた政府は、政府、独占資本の負担をおわずに問題を回避するために、逆に保護と平等を対立させるかのような組織的思想攻撃を展開し、世論づくりを強化した。

労基法研究会設置以来（この設置自体が一九七〇年に東京商工会議所が提出した意見書―労基法の女子保護のみとおしパートタイマーの労働基準の明確化―に象徴されるように独占資本の意を体したものであった）、「過保護論」にもとづいて職場における権利の実質的ハク奪、空洞化と婦人労働者のパートタイマー、労働強化をすすめてきた政府、独占資本が、このあたりから、より積極的な「保護か平等か」攻撃へと転じたのである。

この時期は日本資本主義にとつて、必死の延命等をはからざるをえない「大不況」期と一致する。「雇用か賃上げか」、「雇用か労働条件か」とあわせて「保護か平等か」の攻撃は、労働者のたたかう足なみを乱れさせた。そして「四百万人」首切りが着々と進行する。「本工のためには臨時、パートはやむなし」、「男が職がない時に女は亭主のかせぎがあるのだから」……の声の中で既婚者、子持ち婦人、中高年婦人が退職勧奨攻撃の最前線におかれ、パート、アルバイトで働いていた婦人たちは職場を追われた。不況下の当初（七五〜七七年）婦人労働者は四〇万名も減った（パート、アルバイトの実数をいれれば一〇〇万人にも達すると思われる）。

婦人労働者にたいする集中的攻撃が四百万首切り合理化の先兵であり、「低成長」時代を模索する政府・独占資本の総合的労働政策の一環であることがなかなかみぬかれなかつたし、浸透しなかつた。差別が搾取の手段であることを端的にものがたっている。現在男性労働者が職場を追われ、職場を移りかわっているなかで、婦人労働者は、七七年から七八年にかけてむしろ二〇万人も増加しているのである。その内容は主としてパートタイマーであり臨時労働者という無権利、低賃金労働者の定着、固定化である。

政府、独占資本はこの「不況」合理化を通じて、ぼう大な産業予備軍をつくり出し、全労働者の賃金、労働条件の切り下げをはかっていったのである。

十年かけて職場で実質的権利空洞化をすすめる、パートタイマー化をすすめてきた政府、独占資本は「労働基準法改悪」に本格的に着手する機をつかんだのである。

労働保護立法である労働基準法の制定にあたって、その立法理由として、その立案にあたった当時の労働基準課長は、「労働者を使用者に対する独立の人格として保護」することであり、「労働基準の必要性を力強く推進し遂にこれを動すべからざる輿論にまで拡大強化したのは労働組合法制定以来、急速にその実力を充実しつつある組織労働者であった」（「労働基準法解説」一九四八年、寺本広作著）と述べ、資本の搾取にたいする労働者の基本的権利としての労働基準法の性格を明確にしている。

こうした資本の搾取への抵抗としてかちとられた労働基準法を、資本は一九五一年、一九五五年に改悪を意図したことがある。「朝鮮戦争」をはさんで高度経済成長への基礎がためをおえ、政府、独占資本が一大合理化と政治的反動化とともに打ち出してきた時期である。一九六九年に労基法研究会が設定されたのも七〇年安保を前に政府・独占資本がその支配をより一層強化しようという時期であった。

いつも労働者の基本的権利の剝奪と政治的反動化は裏腹の関係にあるものであり、いままた「有事立法」、元号法制化などとあわせて「国と企業」の危機の前に労働者の権利をひ

ざまづかせようというのである。

資本の搾取への歯ドメとしての労働基準法制定の意味がわすれられ、「他の法律で規制が強化された」からといって労働安全衛生は別法として切り離す。労働基準法違反が続出しているにもかかわらず、その充実強化すらはからず、男女平等が必要だからと差別の「ガイドライン」をつくるという、そのごまかしに敗れてはならない。問題は事実が明らかにするだろう。

#### 四

労働基準法研究会は労働安全衛生と労働時間、休日、休暇に関する報告を出した。その後、現実はどうだろうか。

労働省は一九七八年に労働基準局長及び労働次官通達を出している。そのなかで、「週休二日制が普及され、労働時間への改善がすすんできたにもかかわらず、最近では暇の取得時間外労働の延長など、むしろ労働条件の悪化をもたらしている」として、行政指導を強めることを求めている。

通達の背景となった資料によれば、週休二日制が導入されてからむしろ労働時間が延長され、また交替制がしかれている（一千人以上の企業では八〇％）職場では交替要員がつかれないために二四時間労働がおこなわれているところもあるなど、すさまじい職場実態を指摘している。労働者の健康破壊に留意する必要性が述べられているのである。

法があっても、技術の進歩があっても、資本主義であるかぎり、そのもとで労働者の権利が守られるものでないことを示している。労働基準法制定三二年を経て、むしろ労働者の労働強化や労働密度はいちじるしく厳しくなっており、新たな課題が続出している。

労基法研究会の医学的専門家会議報告は、働く婦人の母性の破壊について、異常妊娠が七二・五％、異常出産が五五％にもぼつていることを指摘しているし、直接的母性だけでなく、労働時間、深夜労働、休日など労働実態全面の検討が必要だとしているのである。労働省と労基研自身が自らの研究成果や調査をも無視しているかぎり「保護が差別となる」と結論づけるべきまんにみちている。

労基法が制定されたのも労働者自身のたたかいによってであった。それを守りぬくのも労働者自身のたたかいでなければならない。そのためには、資本主義の搾取から労働者の「人たるに値する生活」を維持する労働条件の確保と搾取の手段としての差別撤廃のたたかい、「保護も平等も」が我々の課題である。

その力を職場末端からつくりあげていくことがいまもつとせまられている。



## 松陰先生と青年労働者

編集部に数多くの機関誌紙が寄せられる。編集子の楽しみはこれらに目を通すことである。励まし合い、たたかう仲間の意気込みが目に浮かぶからだ。京成労組機関誌『京和』に「松陰先生と青年労働者」と題する随想がのせられていた。松陰は私も関心ある人物であり、心楽しく読了した。読者諸氏にも紹介したく、転載させていただいた。

時は、いまを去ること二一〇年前、島国日本の回りに、英・仏・露・米、などの軍艦来たりて、煙突より不気味な黒煙をモクモクとあげて、開国通商を迫る。時の幕閣、あわてふためき右往左往、国論の統一できず五里霧中。このとき、さし迫る事態に動ぜず、物を言う者あり、長州、吉田寅次郎の松下村塾門下生で学習を積んだ青年集団、また、薩摩の開明藩主・島津斉彬門下の保守的ではあるが血気さかんな青年団、二回にわたる幕府の長州征伐後、ともに手を結んで討幕にのりだす。主に長州の彼らは医学などの特殊科学を学ぶ中から、ヨーロッパ資本主義の流れや自然科学、近代技術などを取得し、日本の未来に対する展望を持っていた。将棋で言うと五手先きまで読めたので、さして動揺することなく、積極的に歴史の中に身を投じ、物を申すことができたのであろう。

### ◇歴史は量的・質的に発展しながらくり返す◇

こうした事を、今日の社会に直して見たらどうだろう、今まで経験したことのないような「不況・赤字・恐慌」という黒船が日本丸の回りに迫ったとしたら。

明治や昭和の初めだったら、日本丸の資本家船長は海戦で血路を開く方針を立てただろうが、第二次世界海戦や、米・越海戦の敗北の反省や、社会主義連合艦隊の動きもあって、もはや、日本海海戦の夢よふたたびなどとはいかぬ実情にある。従って、船長は船内の意志統一を図り、どうやったら早くできるだけうまく逃げ切れるかを懸命に模索している（思想攻撃による人べらし合理化の徹底）。

しかし資本家船長と、その参謀の中にも、形而上学派・主戦派・知謀派・霸道や王道派等色々ある。主戦派は乗組員の指名解雇などをやって船内の騒乱をかき立て沈没を速めようとしているし、知謀派は希望退職などでごまかしのあの手この手を用い自沈を引きのばす作戦を立てているが、いつの世でも敗戦さの時は主戦派が実権をにぎるものだ？

また、実際に船を動かしている乗組員の中にも革新派、革新系保守派、急進派、等々いろいろあって、この船の行き先きいまだ定まらない（尊皇派・攘夷派・公武合体派・開国派・水戸学・国学・新撰組や人切り以蔵などもでてきて、まったく幕末と同じである）。

### ◇七九春闘海戦◇

日本丸の資本家船長とその参謀は、当面の七九賃金海戦にあたって作戦指令を出した。それ（日経連発行、『賃金問題研究委員会報』）では、資本家船長派も、乗組員の革新派も、考えにあまりちがいがないと分析している。第四章 むすび「低成長時代に入って数年、この間わが国経済情勢について民間企業労働組合を中心とした労働組合指導者とわれわれの間に、ほとんど考え方の相違が見い出せなくなった」……云々（同三〇頁）。

つまり、ここで問題になるのは、船長派の考えは別としても、乗組員のリーダーの考えが船長と、ほとんど違わないというのが一つの問題であり、二つ目には、乗組員の中の考えが別れているということが問題である（民間派・公労協派……？）。

◇あなたなら、どう考える◇

ここで言う民間派の考えの、なにが船長と同じであるかを推察するに、乗組員の基本的権利や大幅賃上げなどを要求すると、日本丸（又は企業丸）は沈没してしまう↓そうなれば乗組員の不利益に成るので要求を手控かえるのが良策だという考え方↓賃上げ要求（小幅）、合理化・希望退職（ある程度……は）、そして己から人べらしを黙認しておきながら矛盾したことに雇用拡大要求ということに成る……そこがにているのであろう。

それに反して、公労協派？（本来総評派）の考え方は日本丸を動かしているのは乗組員とその同族であるという視点で、積荷の富も乗組員が作り出した物であるから、乗組員が船の舵を取り返して、こうした富を計画的に利用して、合理化や労働強化、職業病、失業、低賃金、物価高など永遠につきまとう不治の病である白血病のような資本主義海から……、失業もない、病気になっても無料でかかれ、物価高や保育・教育地獄のない、青々とした社会主義洋へ、この日本丸を乗り出そうという考え方を将来展望として持っている。したがって、春闘戦についても大幅賃上げ、合理化反対、マル生（生産性向上）反対、権利拡大という船長派の考え方と真向うから対立する旗をかげているのであります。

すこし大時代的な話になりましたが、当面の七九春闘を前にして、統一地方選があります。労資ともに考え方の相違がないとまで言わせることは、選挙戦についても厳しさが予測されます。

これは労働運動の指令部である革新政党的の旗色（哲学）が明確でないところにも原因があると思いますが、この統一地方選で革新の要である社会党が敗北でもしよものなら、資本の側は、一挙に春闘押え込み、人べらし合理化の強要、諸物価の軒並み値上げなどの攻撃に出してくることは必至です。

◇青年労働者は、先頭に立って闘かおう◇

これ以上の生活破壊や労働強化を許さないために、吉田松陰先生の学習態度を見習って、船でたとえるなら羅針盤に匹敵する学習をもっともっと深め闘い進める事だと思えます。

永々と続いた徳川封建幕府が崩壊し、明治維新を機に、資本主義国日本が産れようとは当時の多くの人たちは考えもつかなかったことでしょう。私たち歴史の変革期に生きる青年は、意識して歴史をみつめ、組織された力を質的に強め、そうした物理的な力と、客観的な情勢の変化によって、歴史を変革することが可能であることに確信と展望をもち、この地方選、春闘の中でどこを押し出し、物を言うて行くのか。具体方針を一人ひとりもってその一角を突きくずして行くことが青年労働者の任務だと思えます。学習は、青年特有の正義感と行動力にみぎをかけ、展望を示してくれると思えます。

ともに頑張りましょう。

（京成労組機関誌『京和』第十二号より転載）